

令和 4 年 6 月 9 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）」の評価について
(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	厚生労働省
事業概要	教育訓練講座において、対象講座指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務
実施期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
受託事業者	中央職業能力開発協会
契約金額（税抜）	256,952,000 円（単年度当たり：128,476,000 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝4 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	本事業において、当該指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務について、民間事業者等に委託することにより、教育訓練講座指定業務の適切な実施を図ることを目的とする。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表において選定された。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及び経費の削減という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された令和3年4月から令和4年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評価
	(1) 業務履行の遵守 本事業に実施に当たり、実施要項、指定基準及び厚生労働省が示す調査手順書等に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。	適 実施要項等に基づき適切に業務履行を遵守している。
	(2) 事業スケジュールの遵守 本事業の実施に当たり、実施要項委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。	適 民間事業者は、実施要項に基づき作成された業務スケジュールに従い適切に業務を履行している。なお、個別の審査における遅延については、以下の(3)アのとおりである。
(3) 事業目標の達成 厚生労働省が行った調査結果報告進捗の評価点について ア 調査結果報告の進捗度合の観点（配点各 50 点） イ 調査結果報告の質の観点（配点各 40 点） ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配点各 10 点） 令和3年10月指定分と令和4年4月指定分の評価点合計の平均70点以上を得ることを本調査の目的としてこれを達成すること。	適 ア・令和3年10月指定分：50点 ・令和4年4月指定分：25点 令和4年4月指定分においては、受託事業者と事前に取り決め調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、専門実践教育訓練で1日、一般教育訓練で4日の遅延があったため50点から1日当たり5点、計25点を減じた。 イ・令和3年10月指定分：35点	

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月指定分：35点 ウ・令和3年10月指定分：10点 ・令和4年4月指定分：10点 <p>ア、イ、ウ各観点の合計は、令和3年10月指定分：95点、令和4年4月指定分：70点となり、令和3年10月指定分と令和4年4月指定分の評価点の平均が82.5点となり、目標の平均70点以上を達成している。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>以下のとおり、創意工夫に基づく提案により良質なサービスが実現されているなど評価できる。</p> <p>調査結果報告進捗度の評価点について、前期は目標平均70点以上に対し平均52.5点で未達であったため、今期は目標平均70点以上を達成するべく下記3点の改善案の提案があり実行したところ、平均83点を得ることができ、目標平均70点以上を達成した。</p> <p>(1) 体制見直し及び調査水準の標準化</p> <p>決裁権者の調査に係る時間の短縮を図るため、業務分担の見直し、疑義案件に関する回答の担当者間の共有化、調査項目のチェックリストの改善などを行った。</p> <p>(2) 調査実施スケジュールの見直し</p> <p>例年の申請件数から、想定した件数ベースで事前に対応スケジュールを組んだ上で厚生労働省と協議・共有するとともに、審査開始後も当初予定からスケジュールに変更ある場合は、逐次、協議共有し進捗管理を行った。</p> <p>(3) 調査担当者のスキルアップ</p> <p>調査ツールの更新や新規担当者に対する調査開始前の勉強会などにより、担当者のスキルアップを行った。</p>	

※ データの保管について、民間事業者より随時届出事項等の電子メールによる提出や申請様式をPDF化した簡易データベースの作成等の提案を受けたものの、厚生労働省の判断により、提案を実現させず止めている。

本事業で使用する教育訓練給付制度情報管理・検索システムについて、当初想定していた電子化スケジュールの要件整理やデータ保存先のクラウドシステムの調整等に時間を要したこともあり、第二期政府共通プラットフォームへの移行及び令和6年度以降の電子化に向け、令和4年度において具体的なシステム改修の検討等を介すると

ころによる。

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して契約金額 27.0%（年平均 27,276 千円）増加している。増加の要因は、特定一般教育訓練給付講座の増加等に係るものと考えられる。

従来経費	101,200,000 円
実施経費	256,952,000 円（単年度当たり 128,476,000 円）
増減額	27,276,000 円増額
増減率	27.0%増

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、民間事業者へのヒアリング結果及び前回委員会審議から契約期間を2年とし、民間事業者の提案が適切に評価できるよう評価書の技術点の配点を上げる等を実施したが、結果1者応札するに至り、課題が残った。
----	---

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、(2)のとおり達成したと評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価することができる。

一方、競争性の課題については、1者応札が継続しており、経費も増加しているため、競争性の確保及び経費削減という点に課題が認められた。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保及び経費の削減という点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和4年5月27日
厚生労働省人材開発統括官

教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）の実施状況について

1. 事業の概要

教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により令和3年10月指定分、令和4年4月指定分、令和4年10月指定分及び令和5年4月指定分の教育訓練給付の講座指定の前提となる調査事業を実施している。

（1）業務内容

講座指定の可否を判断するため必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務

（2）契約期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

（3）調査期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

（4）受託事業者

中央職業能力開発協会

（5）実施状況に関する調査の期間

上記（2）のうち令和3年度終了時点

（6）事業者決定の経緯

「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和3年度～令和4年度）に関する民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（1者）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、評価基準を満たしており、また、令和3年3月1日に開札した結果、当該入札参加者の提示した価格が予定価格の範囲内であったことから、当該入札参加者について総合評価を行ったところ、上記（4）が落札者となった。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況等

（1）確保すべきサービスの質の達成状況及び評価

令和3年度調査において確保されるサービスの質の達成状況については、実施要項上、「特に調査業務は、教育訓練給付講座を指定する可否を判断するために必要となる重要な業務であり、業務を遅延することによる全国の民間教育訓練施設等に与える影響が大きいことから、審査を円滑に行えるよう適切に調査結果報告を行うとともに、(中略) 調査結果報告の最終期限までに、それぞれ全ての調査を終える必要があるため、予定した取決め日に予定どおりの調査報告を行うことができるようにすること」とされている。

また、調査業務は、半年に1度のサイクルで行われることから、令和3年10月指定分(調査期間は令和3年4月から9月まで)及び令和4年4月指定分(調査期間は令和3年10月から4年3月まで)の2つの区分に分けて評価を実施した。

評価に当たって、受託事業者から令和3年10月指定分については令和3年9月3日に、令和4年4月指定分については、令和4年3月9日に、それぞれで報告を受け、厚生労働省職員2人により評価を行った。

実施要項に示す調査期間における各事項の評価等は以下のとおりである。

ア 業務履行の遵守

業務実施に当たって、受託事業者は実施要項に基づき受託事業者自身で作成した実施計画書等に従い適切に業務を履行した。

イ 事業スケジュールの遵守

受託事業者は、実施要項に基づき作成された業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

個別の審査における遅延については、以下のウのとおりである。

ウ 事業の目標

① 各事項の評価

達成すべき質	評価／実施状況
<p>ア 調査結果報告の進捗度合の観点(配点：各50点)</p> <p>(評価項目)</p> <p>厚生労働省は、厚生労働省と受託事業者が事前に取決めを行った調査結果報告の最終期限(調査結果報告の終了予定日)を基準とし、1日超過当たり5点を目安として配分点の50点から評価点を減じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月指定分においては遅延なく報告された。 ・令和4年4月指定分においては、受託事業者と事前に取り決めた調査結果報告の最終期限(調査結果報告の終了予定日)を基準とし、専門実践教育訓練で1日、一般教育訓練で4日の遅延があったため50点から1日当たり5点、計25点を減じた。 ・その結果、評価については、それぞれ 令和3年10月指定分：50点 令和4年4月指定分：25点 となった。
<p>イ 調査結果報告の質の観点(配</p>	<p>個別の審査保留率は令和3年10月指定分</p>

<p>点：各 40 点)</p> <p>(評価項目) 受託事業者の調査結果報告全てに不備等が無く審査保留（調査結果報告に不備等があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託事業者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）がない場合を 40 点とし、申請受付講座件数に占める審査保留の講座件数の割合により次の(ア)～(エ)のとおりの評価を行う。</p> <p>(ア) 調査結果報告の 1 講座単位の審査保留の件数が 1 件以上あり、かつ全申請受付講座件数の 10%未満である場合、評価点を 35 点とする。</p> <p>(イ) 調査結果報告の 1 講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の 10%以上 30%未満である場合、評価点を 25 点とする。</p> <p>(ウ) 調査結果報告の 1 講座単位の審査保留の件数が、全申請受付件数の 30%以上 50%未満である場合、評価点を 15 点とする。</p> <p>(エ) 調査結果報告の 1 講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の 50%以上である場合、評価点を 0 点とする。</p>	<p>4.5%、令和 4 年 4 月指定分 5.5%であった。</p> <p>この結果、評価については、それぞれ 令和 3 年 10 月指定分：35 点 令和 4 年 4 月指定分：35 点 となった。</p>
<p>ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配点：各 10 点）</p> <p>(評価項目) 受託事業者が次の(ア)及び(イ)について、調査結果報告を開始した日から終了する日までにいずれも全て履行できた場合は 10 点の評価点とし、どちらか又はいずれも履行できなかった場合は 0 点の評価点とする。</p> <p>(ア) 受託事業者は、厚生労働省と受託事業者が事前に取決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに、当日に実施する予定の調査結果報告の件数、開始時間及び場所について、厚生労働省に連絡を行うこと。</p> <p>(イ) 受託事業者は、前回の調査結果報告が終了してから次に予定している調査結果報告までの間に現在までの進捗状況（前回までの調査結果報告及び審査の進捗状況）を整理して、厚生労働省へ報告を行うこと。</p>	<p>受託事業者と事前に取り決めた全ての調査結果報告が予定日の前日までに連絡があり、また、当該報告終了ごとに、次の調査結果報告までの間の現在までの進捗状況も全て報告されたことから、 令和 3 年 10 月指定分：10 点 令和 4 年 4 月指定分：10 点 となった。</p>

② サービスの質の達成状況

受託事業者は、厚生労働省が行った評価において平均 70 点以上の評価点を得ることを、すなわち、令和 3 年 10 月指定分と令和 4 年 4 月指定分の評価点の平均 70 点以上を得ることを本調査業務の目標としてこれを達成することとされている。

各観点の評価点の合計は、令和 3 年 10 月指定分：95 点、令和 4 年 4 月指定分：70 点となり、前回受託時からの改善事項「調査の方法に関する改善提案等」の改善が図られたこともあり、令和 3 年 10 月指定分と令和 4 年 4 月指定分の評価点の平均が 82.5 点（令和 3 年度終了時点）となり、目標を大幅に上回ることとなった。

エ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等

(ア) 立地条件

受託事業者は、東京都新宿区西新宿にあり厚生労働省から 1 時間以内の場所にあり、実施要件を満たしている。

(イ) 業務実施環境

受託事業者は、調査業務に充てるための職員事務室スペースに加え、審査の際に対面による調査結果報告が可能となるよう事務所内に会議室を確保している。

また、受託事業者においては、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制が整備していることに加え、民間のビルにあることから耐震性等その他の実施要件も満たしている。

(ウ) 情報器機等の要件

調査等業務に必要な端末(PC)を人数分確保しており、専用プリンタを設置する等、実施要件を満たしている。

(エ) インターネット回線

受託事業者のネットワークシステムについて、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準じた規程整備等を行い、適切な情報セキュリティ管理・運用を行う等、実施要件を満たしている。

(オ) データの保管

令和 3 年度においては、申請者による調査票提出方法の見直しの 1 つとして、受託事業者から、短期的対応として随時届出事項（販売活動管理責任者交代届）等の電子メールによる提出や申請様式の PDF 化による簡易データベースの作成等の提案を受けた。

しかし、本事業で使用する教育訓練給付制度情報管理・検索システムについては、当初想定していた電子化のスケジュールから、要件整理やデータ保存先のクラウドシステムの調整等に時間を要したこともあり、第二期政府共通プラットフォームへの移行及び令和 6 年度以降の電子化に向け、令和 4 年度から具体的なシステム改修の検討等を開始することとしたところである。

このため、単純に電子メールによる書類の受付等を前提とした受託事業者からの提案については、厚生労働省の判断により令和3年度は受け入れなかったところである。

このため、本事項については、厚生労働省として評価を行うことはしない。

(カ) 書類の保管

受託事業者において、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制が整備された審査書類保管スペース（約 60 m²）を別途確保し、当該スペースで調査票の保管を行っていること、梱包用の箱を使用していること等、実施要件を満たしている。

オ 業務の引継ぎ

前期の受託事業者と今期の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生していない。

(2) 目標の達成に係る受託事業者からの提案と実施状況

ア 本事業では、受託事業者に対し、前期事業において事業目標を達成できなかった事項について、その要因の分析とともに改善策の提案・実施を求めている。

事業実施に当たって、受託事業者から以下の改善策の提案があった。

前期（令和2年度）における調査結果報告の進捗度の評価点の平均が52.5点となり、目標を下回ることとなったことから、①体制見直し及び調査水準の標準化、②調査実施スケジュールの見直し、③調査担当者のスキルアップ、という3つの点について改善策の提案があり、具体的には、以下の措置を講じた。

① 体制見直し及び調査水準の標準化：決裁権者の調査に係る時間の短縮を図るため、業務分担の見直し、疑義案件に関する回答の担当者間の共有化、調査項目のチェックリストの改善などを行った。

② 調査実施スケジュールの見直し：例年の申請件数から、想定した件数ベースで事前に対応スケジュールを組んだ上で厚生労働省と協議・共有するとともに、審査開始後も当初予定からスケジュールに変更ある場合は、逐次、協議共有し進捗管理を行った。

③ 調査担当者のスキルアップ：調査ツールの更新や新規担当者に対する調査開始前の勉強会などにより、担当者のスキルアップを行った。

イ 提案の効果

本提案によって、上記（1）ウにあるとおり、前期に比較して、業務実施状況が改善され、令和3年度における業務が適切に終了できたところである。

3. 実施経費の状況

(1) 本事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行い、契約形態は委託契約であり、指定申請に係る調査等に係る費用については概算払いを可能としている。

受託事業者は、概算払いによる契約を行っていることから比較のため契約額（税抜き）によりコスト削減効果等を分析する。

なお、分析に当たって、前回の評価の対象年度は平成 29 年度であるため、平成 29 年度と令和 3 年度を比較するとともに、事業内容が申請書類の受理、提出された書類の確認、申請に当たっての質疑対応等であることから、事業費ではなく人件費（平成 29 年度 55,384,000 円、令和 3 年度 70,782,000 円）によって分析を行うこととする。

ア 本事業について、平成 29 年度と令和 3 年度を比較すると、指定講座数については、専門実践教育訓練給付がそれぞれ 4 月 1 日時点で 2,417 講座（平成 29 年度）から 2,541 講座（令和 3 年度）となり、令和元年 10 月に新設された特定一般教育訓練給付が 462 講座（令和 3 年度）となり、一般教育訓練給付が累計 10,305 講座（平成 29 年度）から 11,067 講座（令和 3 年度）になる等、指定講座は一貫して増加傾向にあり、契約額についても増加傾向にある。

イ 実際に受託事業者が処理した講座数については、専門実践教育訓練給付は平成 29 年度 1,783 講座、令和 3 年度 1,453 講座、特定一般教育訓練給付は令和 3 年度 238 講座、一般教育訓練給付は平成 29 年度 6,605 講座、令和 3 年度 5,800 講座となった。

ウ 本事業は、大学等の各事業者から指定申請の手続のあった講座について、調査等を行う事業であることから、調査に要した時間を受託事業者に聴取すると専門実践教育訓練給付は平成 29 年度で平均 2.39 時間、令和 3 年度で平均 2.95 時間、特定一般教育訓練給付は令和 3 年度で平均 3.03 時間、一般教育訓練給付は平成 29 年度で平均 0.69 時間、令和 3 年度で平均 0.78 時間であった。

エ 上記の実績を前提として、全講座に係る業務に要する時間を平成 29 年度 8,819 時間、令和 3 年度 9,531 時間とし、令和 3 年度の総人件費 70,782,000 円から 1 時間当たりの人件費として 7,426 円を得た後、総時間から特定一般教育訓練給付の時間を除いた 8,810 時間を 1 時間当たりの人件費にかけた 65,423,060 円を令和 3 年度の人件費とする。

(2) 上記を前提に比較した場合、単純比較では令和 3 年度が約 1 千万円多いところであるが、受託事業者が本事業に配置している人数が平成 29 年度 6 人から令和 3 年度 8 人に増加しており、1 人当たりの人件費は平成 29 年度 9,230,667 円に対して令和 3 年度 8,177,883 円と約 100 万円、11.4%軽減しており、一定のコスト削減効果があったものと考えられる。

4. 全体的な評価

今期においては、前期に受けた指摘に基づく改善を行ったにもかかわらず、1 者応札となり競争性を確保することができなかった。

しかし、本事業の実施自体については、以下のとおり適切に実施している。

(1) 入札に当たっての競争性確保については、競争性の改善のため以下の取り組みを行った。

ア 前期においては 3 年契約を導入したが、一旦受託可能性のある事業者等の意見を踏まえ単年度契約を検討したものの入札監理小委員会（第 604 回）での委員からの指摘を受けて、システムの導入コストの回収期間という点を考慮して 2 年契約で実施することと

した。

イ 評価基準について、民間の創意工夫をより評価できるよう配点を上乘せした。

ウ 企画書作成基準を明確化（フォントのポイントの明示等）した。

エ 業務の引継ぎについて、前期は書面で行うことのみとしていたものを対面による引継ぎを行うこととした。

しかし、以上のような改善をしたにもかかわらず応札には至らなかった。

また、入札説明書を受け取り、入札説明会には参加したものの応札には至らなかった1者に対してヒアリングを行ったところ、

（ア）電子申請化を見据えた対応を考慮すると価格的に厳しいと判断し入札を断念。

（イ）①入札説明会で審査資料原本を見たところ複雑な工数を要すること、②受託事業者の判断が求められる場面が多くあり難易度が高い業務だと判断したこと等により応札を断念。

とのことだった。

（2）対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標については、目標としていた評価点の平均70点以上の評価を上回り目標を達成した。

また、その他の確保されるべき質については、以下の事項について、それぞれ目標を達成している。

ア 業務実施に当たって、実施計画書等に従い適切に業務を履行したこと。

イ 業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

ウ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等は、

（ア）立地条件については、厚生労働省から1時間以内の場所に確保していること。

（イ）業務実施環境については、職員事務室スペース及び事務所内に会議室を確保するとともに、セキュリティシステムによる管理体制が整備していることに加え、耐震性等その他の実施要件を満たした民間ビルに入居していること。

（ウ）調査等業務に必要な端末（PC）を人数分確保しており、専用プリンタを設置していること。

（エ）受託事業者のネットワークシステムについては、適切な情報セキュリティ管理・運用を行っていること。

（オ）書類の保管については、上記②の事務室内に設置した審査書類保管スペース（約60㎡）で調査票の保管を行っていること。

エ なお、以下の事項については、厚生労働省として評価を行うことはしない。

（ア）業務の引継ぎについては、前期の受託事業者と今期の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生していないこと。

（イ）データの保管については、申請様式のPDF化による簡易データベースの作成等の提案を受けたが、厚生労働省の判断により、令和3年度は受け入れなかったこと。

（3）受託事業者による法令違反行為等はいずれもなかった。

(4) 厚生労働省において、外部の有識者2を含む3名により、令和4年5月16日「教育訓練講座受講環境整備事業の評価・改善等に関する有識者懇談会」を開催した。

本懇談会において、外部有識者から以下の意見等を得た。

ア 本事業は専門性が高く、今後、システム化等で審査を一定程度自動化したとしても、高度な判断を求められる業務という点において変わりはないのではないか。

イ 民間の立場として、受託することによって広がる利益が見えない。本事業は単純な事務代行ではなく、参入には専門性の高さから導入コスト・研修コストが多分に掛かるので、民間企業としては参入が難しいのではないか。

ウ 門戸を閉じることはできないので、市場に対しては周知広報を頑張るというのはあるが、本事業の目的は適切な教育訓練講座を提供することなので、受託事業者による適切な審査が実施されているのであれば、あえて構造を変える必要はない。

5. 今後の更なる改善に向けて

上述のとおり、本事業については、入札に当たっては新規事業者の参入障壁とならないよう、仕様書を毎年度見直すとともに、入札説明会参加者や関連照会を受けた者に対して積極的に声掛け等を行っていくこととしたい。

また、教育訓練講座の電子申請については、現行の紙申請に比較して申請書のチェックなどを自動化できることから、受託事業者の業務の簡略化、平易化が進み、入札の敷居が低くなることもあり得ると期待できる一方で、システム改修等のため時間がかかるため、令和5年度に開発を行い、令和6年度に運用を開始する予定としているところである。

このため、審査手順のマニュアル化や審査資料の簡素化、調書等様式の見直し等、教育訓練給付制度全体の業務効率化、業務内容・業務フローの見直しと合わせて、複数応札となるよう努めることとしたい。